

Citizens Network Against National ID Numbers (CNN)

CNNニュース



国民背番号問題検討市民ネットワーク(CNN)

プライバシー・インターナショナル・ジャパン(PIJ)

番号制法案
再継続審議

今期国会で必ず廃案に

《コードとカードを使った国民監視はいらぬ》

通 常国会が一月十九日から始まった。コードとカードを使い国民のデータ監視をめざす住民台帳法改正法案(国民総背番号制導入法案)が、先の臨時国会では審議されることはなかった。

同法案に対しては、日本共産党とPIJ相談役の河村たかし衆議院議員が廃案を主張した。一方、民主党を含め他の野党は、慎重審議の主張にとどまった。このため、同法案は、今の通常国会で再び審議に付される予定になっている。

通常国会の会期は、一五〇日。予算成立に加え、大蔵省の財政と金融部門の分離問題、日米防衛協力のためのガイドライン関連法案など、与野党間で長期に対決するものも少なくない。法務省の盗聴法案、自治省の「国民総背番号制導入法案」といった「データ監視社会化法案」は、終盤国会で審議されることになるのではないかと。ただ、今国会の地方行政委員で審議される予定の他の法案は、対決色が薄いものが多い。したがって、余断を許さない対応が求められる。

わが国は 役人社会主義国家 ともいわれている。その意味は、端的にいえば、大なり小なりすべてにつき行政の役人に依存しているということだ。多くの名だたる企業が未ぞうの不況にあえいでいる現状も、実は役人社会主義へ依存した成れの果てといえる。国会議員の多くも、行政の役人依存症から抜け出せないでいる。

これまでのPIJの活動の多くは、国会議員の無関心、役人依存症をなおすことにおつたといっても過言ではない。自治省の役人が意図的に争点を隠し、「コードとカードで国民監視は時代の流れ」といえば、これに對しまとなプライバシー論議を展開できる議員の数は、本当に少ない。お隣り韓国でも、わが国の自治省構想に似たプランが出されたが、デッドロック(暗礁)に乗り上げている。こうした状況を知る議員はほとんどいない。

いずれにしろ、自治省のコードとカードを使って国民の広範なプライバシーを公有化しようという構想は、「人間の尊厳」と「自由な生活」に大きなインパクトとなるも

のだ。

これを廃案にするには、国会議員を説き、自治省の役人社会主義と対峙するよりない。

最大野党の民主党、社会党はもちろんのこと、公明党へのロビイングが決め手となる。公明党は人間尊重を説く政党だ。「地域振興券(商品券)の継続、効率的な配布にはコードとカードがよく似合う」といった自治省の甘い言葉に安易に乗せられるようなことなどない、と強く信じていたい。

(<http://www.win.or.jp/seikyoku/article40.html>)

自治省構想を潰すには、できるだけ多くの国民が「we don't like it」と大声でいうことが大切だ。共に徹底して戦おう。

PIJ代表石村耕治

主な記事

- ・住民基本台帳コード=納税者番号は誤り
- ・民主党あて納税者番号制度意見書
- ・韓国市民、電子住民カードを中止させる

国会議員各位

住民基本台帳コード
イコール
納税者番号」は誤り、
です!!

PIJ代表 石村 耕治

自治省の

「住民基本台帳コード」
イコール「納税者番号」は

誤り、です!!

先の通常国会に自治省が上程した「住民基本台帳法改正案」は、現在地方行政委員会において審議もおこなわれず、いわゆる「つるし」の状況のまま、継続審議となっております。わたしたちPIJ（プライバシー・インターナショナル・ジャパン）は、住民基本台帳をもとにすべての国民に背番号をつけ、その個人情報情報を管理するとともに、その個人情報記憶したIC付きのカードを国民

に保持させようとするこの法案が、行政による 国民監視社会 を招くものとして、その危険性を訴えてまわりました。

しかし、国会議員のみなさまの中には、この「住民基本台帳コード」と「納税者番号」との区別がつかず、課税の公平のためには番号制はやむなし と誤解されている方が、多いように見受けられます。

しかし、両者には本質的に異なる問題があります。私たちは、ぜひともみなさまに、まずその点をご理解いただきたいと思います。

また、「住民基本台帳コード」がいわゆる 共通番号 として、「納税者番号」にも転用された場合には、重

大な問題が起きます。

その危険性をお知らせするために、この文書をお送りするものです。

一、税金との関係ができて必要になるのが「納税者番号」、人の出生と同時につけられるのが「住民基本台帳コード」

まず、両番号制度は、その目的が、まるで違います。会社などに勤務を始めて、収入を得て、税金との関係ができて初めて必要になるのが「納税者番号」です。つまり、給料が雇用主から払われる際に、「納税者番号」を提示してその支払を受けるとともに、雇用主は、課税当局にこの「納

税者番号」と、給与の支払額を通知します。また、預金口座の開設、利子・配当の受け取り、土地・建物の売買など、税金に関連するすべての取引のうち、源泉徴収対象など、一定の取引について、この「納税者番号」の提示が必要となります。

一方、「住民基本台帳コード」は、人間が「おぎゃあ」と生まれたその瞬間から、市区町村の住民登録受付窓口で、全員につけられる番号です。つまり、出生と同時に番号がつけられ、その人の一生にわたるいろいろな行政手続が、この「住民基本台帳コード」で処理され、また個人情報情報が、この番号により収集・管理・利用されるのです。

つまり、「住民基本台帳コード」は、一人の人間に、コンビニの商品と同じく「バーコード」を付けるようなものです。見方を変えれば、一生消えない入れ墨 のようなもの、ともいえます。

二、本質的な違いは、限定番号と共通番号（＝国民背番号）

ほんらい、「納税者番号」とは、もっぱら「課税」目的に使われる限定番号 をいいます。

運転免許証の番号、パスポート

住民基本台帳イコール「納税者番号」は誤り

住民基本台帳イコール「納税者番号」は誤り

(旅券)の番号、社会保険庁の基礎年金番号など、これらの、ある特定の目的のためにのみ使用されている番号とおなじく、限定番号 と呼ばれます。

しかし、この 限定番号 には大きな 欠陥 があると、自治省をはじめ多くの役人が考えています。

『もしも、各省庁の保有する個人情報、同じ番号システムを使って管理すれば、ある人物に対して、官庁やデータの内容が変わっても、同じ番号(共通番号)で、データの共有が可能になるのに。』というわけです。

国民の広範な個人情報(プライバシー)を、投網にかけるように公有化するには、この 共通番号 システムが必須の手段、というわけです。

そして自治省は、住民基本台帳を利用して、この共通番号(=国民背番号)のためのインフラを提供しようとしているのです。

三、共通番号がなぜ問題なのか

共通番号 が導入されると、各行政機関は、きそってこの番号を利用しようとするでしょう。

つまり、「住民基本台帳に登録されている個人全員に番号(住民基本台帳コード)をつける」↓「各省庁が

個人識別にこの番号を使う」↓「コンピュータ・ネットワークを利用して他省庁の個人情報に、この番号を使ってアクセスする」↓「その個人情報 を 役人だけ が幅広く活用できる」、というわけです。

この 共通番号 は、マンションでいえば、どの部屋にでも出入り自由な マスター・キー を手に入れたようなものです。

あらゆる個人情報を手でできる非常に便利な道具(インフラ)、これが「住民基本台帳コード」の実態なのです。そしてこの 共通番号 が導入されまると、国会議員のみならず含め、すべての国民の個人情報を、官僚が支配できる状況が生まれるのです。

四、「住民基本台帳コード」が「納税者番号」に転用されると、個人情報 は、民間機関にも、さらに国際間の税務情報交換の結果、世界にも、たれ流しになります。

そもそも、「納税者番号」が導入されたからといって、課税の公平(所得の完全捕捉)は確保できないことを、加藤寛政府税制調査会会長でさえ、表明しています(税経通信97年2月号)。このことを、自治省は知ら

ないか、知っていてはおかむりしているのでしょうか。

課税の公平に効果がないばかりか、この「住民基本台帳コード」納税者番号」構想は、個人情報を、パスワード付きで日本中に、さらに世界中に、たれ流しすることになります。

その理由は簡単です。

この住民基本台帳コードが「納税者番号」に転用されたなら、納税者は法律上の義務として、企業などの雇用主、金融・保険機関、不動産会社などに、この番号(住民基本台帳コード)を提示しなければならなくなります。つまり、個人と課税庁だけが知っていればよいはずの、納税者番号(住民基本台帳コード)は、あつという間に広く、民間へと流通してしまいます。

自治省は、この「住民基本台帳コード」を民間には 原則として使わせない、利用させない、といいますが、これでは「納税者番号」としては機能しないことになり矛盾が生じます。

さらに、金融ビッグバンに伴う税のがれ防止のために、この転用された「納税者番号(住民基本台帳コード)」が、インターネット上で各国の金融機関相互で使われたら、世界中に、「パスワード(住民基本台帳コー

ド)」つきで、個人情報飛び回ることになります。

いずれにせよ、住民基本台帳コードが「納税者番号」として使われるようになれば、民間機関は、先をあらそって、この住民基本台帳コードを利用した個人情報データベースの構築を始めるでしょう。そして、企業間で、個人情報の交換・流通が、いまより活発に行われるようになり、「データ監視社会」が、一歩、近づいてくることでしょう。

国会議員のみならずには、自治省が提案している住民基本台帳コードが持つ、個人情報保護に対する重大な脅威の実態をご理解いただき、本国会で廃案、を是非目指していただきたいと考えます。

一九九九年二月

PIJ代表 石村 耕治

民主党税制調査会殿

「納税者番号制度の導入等のため の法制的整備」に関する意見

プライベート・インターナショナル・ジャパン（PIJ）

代表 石村 耕治

私たちPIJは、自治省の住民基本台帳法改正法案に関して、さまざまに民主党に対し、ロビイングを行うとともに、あらゆる機会をとらえて意見発表を行っています。

今回、私たちは、同法案を「納税者番号」に転用しては、この自治省の考えに対して、「納税者番号制度」そのものの問題点を検討し、同制度に対する誤解あるいは幻想をハッキリ否定しておく必要があると考え、この意見書を作成いたしました。

この意見書は、まず、納税者番号制度導入を考えている民主党に提出いたしました。

民主党税制調査会殿

民主党税制調査会におかれましては、「所得税の一部を改正する法律案要綱骨子（案）」のなかにおいて、わが国に納税者番号制度を導入することを、積極的に検討されているようです。しかし以下に述べます理由から、納税者番号制の導入が、巷間、「クロヨン」とか、「トーゴサンピン」といった表現で代表される各種所得や納税者間における所得把握格差の是正にはあまり役立たず、また総合課税実現のための切り札ともならないことは明らかです。

納税者間の不公平是正を図るといふのが貴党の政策であれば、納税者

民主党あて「納税者番号制度導入に関する意見書」

（意見）

納税者番号は

所得捕捉に役立つか？

所得捕捉率とは、「クロヨン」とか、「トーゴサンピン」といった表現で代表される、各種所得の納税者間における所得把握格差を表す言葉です。

納税者番号の導入により、この所得捕捉率格差の是正をはかるということは可能でしょうか？

自営業者の取引を、納税者番号で管理することは無理である。

政府税制調査会（以下「政府税調」といいます。）の納税者番号制小委員会（以下「納番小委員会」といいます）一九八八年報告では、「事業所得を完全に把握するには、売り上げ又は仕入等に関する取引のすべてを納税者番号制度による資料収集の対象とする必要があるが、それは現実には不可能である」としています。

したがって、農業や漁業に係る取引には、番号制の適用はありません。また、飲食店などを含むサービス業、八百屋や食料品店などの小売業者の行う取引についても同様に、番号制の適用はありません。

この政府税調の考え方は、ある意

味では当然のことであり、日常の取引にいちいち番号提示を要求することとは、取引の重大な阻害要因となつてしまいます。

会社が行う取引も、

納税者番号では管理できない。

自営業者の場合と同じような理由で、会社など法人が行う取引も、原則として番号制の適用はありません。したがって、番号制を導入しても、談合など法人企業の不法な取引に対する歯止めにはなりません。

番号管理に対する

税務署側の対応は難しい

政府税調の報告が、企業取引を番号管理の対象外としているのは事業者の事務負担に配慮したためとも考えられます。しかし、膨大な、事業所得者と法人の取引記録のすべてに番号を付けさせ、それをいちいち税務署に提出させたら、どうなるのでしょうか。

国税職員は現在五万五千人程度です。これまでの納税申告書、各種申請書に加え、膨大な番号付きの取引記録（法定資料）が各税務署に押し寄せれば、とうてい処理できず、税務署の業務はストップしてしまいます。磁気テープないしはフロッピー

民主党あて「納税者番号制度導入に関する意見書」

による提出を義務づけたとしても、それを処理するだけでもコンピュータ関連の膨大な投資が必要になります。

納税者番号で総合課税は可能か？

高額所得者ほど多い利子所得、株式の譲渡益、配当所得などの資産性所得は、現在、原則的に分離課税となつていて、しかも一律の低い税率（二〇％）であるため、不公平な税制になっていきます。こうした不公平を是正するためには、資産性所得を含むすべての所得を合算して、累進税率を適用する総合課税がぜひ必要であり、この総合課税を実現するためには、納税者番号制を導入しなければならぬといわれていますが、果たして総合課税は可能でしょうか？

納税者番号で把握できるのは、
資産所得と勤労所得

自営業者の事業上の取引は、納税者番号で管理できないことは前述のとおりです。つまり、納税者番号で管理できるのは、利子、配当、株式の譲渡などの資産所得と、給与所得、退職所得などの勤労所得です。

裸のサラリーマンが一番の被害者に
納税者番号が導入されると、もと

もと 裸のサラリーマンは完全に一糸まとわぬ状況になります。

つまり、会社外でのささやかなアルバイトについても、納税者番号による名寄せで課税されていきます。妻のパート収入や、子供のアルバイト収入などもすべて名寄せした上で、扶養家族に該当するか否かの厳しい判定が待っています。扶養家族に該当しないとされて、追徴課税されるサラリーマンも多く出てくるでしょう。

はたして、サラリーマンは、自分たちだけが監視を強化され、巨悪は逃れていくような制度を望んでいるのでしょうか。

株式の譲渡所得は把握できない

納税者番号が導入されると、株式の譲渡という事実とその譲渡金額は、把握できます。しかし、株式の譲渡による所得がいくらかであるかまでは、把握できないのです。

株式の譲渡所得を把握しようとすれば、株式の売却と買い入れの双方、つまりすべての個人の株式売買が管理されなければなりません。そうでなければ、所得はいくらなのかという管理はできないのです。北欧諸国においては、株式市場は番号の適用除外とされており、また韓国の金融実名制も反古になっています。

わが国の株式市場からも総反発を喰うことは火を見るより明らかです。

少額な利子所得は

結局、分離課税のまま

利子所得をはじめとした資産所得が総合課税となり、ほとんどの給与所得者や主婦までもが確定申告のために税務署に殺到したら、どういふことになるのでしょうか。現在の国税職員総定員数（五万五千人程度）では、各税務署がパニックに陥ることには目に見えています。

結局は、少額な利子所得、配当所得などは分離課税のままになるのではないのでしょうか。しかし、そうすると、現在二〇％の源泉徴収税率のままでは、多くの人が税金の取られ過ぎということになるでしょう。

納税者番号を導入する真の目的は？

納税者番号が導入されても、所得の完全捕捉はできないことを、加藤寛政府税制調査会会長も認めています（税経通信97年2月号）。また納税者番号制度がどれほど税収増に結びつくのかもはっきりしません。結局、総合課税を実現するというのには、付け足しに過ぎないと考えられます。では、それでもなぜ納税者番号を

導入しようとするのでしょうか。

納税者番号は

ビッグバン 対策の切り札か

一九九八年四月、外国為替管理法の改正により資本取引が自由化されました。それまで外国為替公認銀行だけに認められていた外貨の売買や円の持ち出しが、だれにでも可能になったのです。

海外の預金に日本国が課税するのは困難だから、資金の海外流出は税収の減少をもたらす。だから納税者番号なのだという論法を大蔵省は使いました。しかし、金融分野では納税者番号の機能に限界のあることは、すでに政府税調小委員会報告でも指摘されています。大蔵省の発想は、この機会に納税者番号を導入して、個人の資産に可能な限り網をかけてしまえば、いづれ税収を増加させる道が開けるといふ程度なのではないでしょうか。しかし、そのために、わが国民の納税者番号が世界にタレ流しになれば、これは大変なことです。

税務行政の機械化・効率化とは

一九九六年十二月に出された政府税調答申は、納税者番号制度について、税務行政の機械化・効率化に資する観点からも、検討を進めて行く

べきであるとしています。これは各省庁間のコンピュータ・ネットワーク・システムを構築しようとする動き、及び現在自治省から法案提出されている、住民基本台帳ネットワーク・システムと密接に関連しているのです。

つまり、前記ネット・ワークシステムで、すべての住民にもれなく付けられる住民基本台帳番号を納税者番号にも共用して、国民の膨大な個人情報をも、大蔵省をはじめとした各行政機関において 共用 しているという考え方です。このような制度が導入されれば、これはまさに、国民総背番号制に他なりません。

納税者番号の導入を考える前に

サラリーマンは納税者にあらず？

日本のサラリーマンは、実際に税金を負担する担税者であっても、法律上は、納税者としての権利を初めから放棄させられています。所得税法は納税者による申告納税を原則としているので、サラリーマンのように源泉徴収・年末調整で課税関係を終了させられるのは、所得税法上、例外的な存在なのです。さらに国税通則法において、サラリーマンは納税者の定義からも除外されています。

サラリーマンが、納税者番号制度導入に反対していないように見えるのは、このような状況に置かれていることから、同制度があれば、課税の公平が高まるのではと 誤解 をしているのであって、サラリーマンが 賛成している というわけではありません。

プライベートは会社に筒抜け

サラリーマンは年末調整を受ける際、自分の家族状況や、生命保険の状況、障害者の有無、そして妻の収入状況まで、会社に報告（開示）しなくてはなりません。サラリーマンには自己のプライベートを、会社に対して秘密にする権利さえ与えられていないのです。

会社に知られたくない自己のプライベートを守るためには、年末調整を強制するのではなく、一般のサラリーマンも、直接税務署に所得申告をする方が保障されていないかもしれません。

日本の確定申告制度も

「グローバル・スタンダード」の採用を

納税者番号制度は、アメリカ・カナダでも、そして北欧諸国でも導入されているという、グローバル化という見地から語られることが多

いのですが、アメリカ・カナダではすべての納税者は確定申告により、自分の税金を精算する権利を持っています。つまり、源泉徴収・年末調整だけで課税関係を終えるわが国徴税システムは、他のどの国にも見られない、極めて特殊な制度なのです。

納税者番号制が国際化の一環と云うのであれば、今のわが国のサラリーマンに与えられている特殊なシステムを改善し、まず、わが国のサラリーマンに、「会社で年末調整を受ける」か、それとも「直接税務署に確定申告する」か、その選択の権利を保障しなければなりません。つまり、サラリーマンに「納税者としての地位（権利）」を与えることから、はじめなければなりません。

サラリーマンの

必要経費の見直しを

つぎに現在、「サラリーマンの必要経費」は、給与所得控除という、収入に連動する概算の経費で控除されています。確かに、実際にかかった経費をもとに控除する、「特定支出控除」という制度もありますが、これを利用する人は、毎年全国で数人という現状であり、とても一般のサラリーマンが利用できる制度にはなっていません。

民主党あて「納税者番号制度導入に関する意見書」

民主党あて「納税者番号制度導入に関する意見書」

サラリーマンが納税者としての地位と、実質的な権利を獲得していくためには、サラリーマンの給与収入に対する必要経費の概念をあらためていかなければならないと考えます。

例えば、サラリーマンの資格取得費を将来の収入増を見込むものにまで広く適用するとか、部下や他業種との人との交際費を認めるとか、アメリカやカナダにおける必要経費を参考にして、その範囲を拡大していく必要があります。

サラリーマンを

納税者という対等な立場に

給与所得者と自営業者との間の所得捕捉率の格差を是正するために、納税者番号制という監視制度を導入しても、現在のサラリーマンの無権利者（非納税者）としての状況は、依然として変わりません。

また納税者番号制度を導入しても、「連合」のパンフレットに述べられているような、所得捕捉率の格差が著しく改善されるものではないことも、はっきりしています。

納税者番号制導入の前に、まず、サラリーマンが納税者としての地位を獲得することが先決だと考えます。第一に、自営業者と法律上対等な地位に立つこと。これが、まず解決す

べき問題です。

サラリーマンの「必要経費」概念を拡大することは、サラリーマンが自分の将来に向かって、自分への投資を考える一つの契機となるでしょうし、確定申告をすることにより、自分の税金の使途に向ける目も格段に厳しいものになるでしょう。

納税者番号制度は、ある程度、自営業者、高額所得者に対して監視の役割を果たしたとしても、サラリーマンの置かれた状況を本質的に解決する手段とは、決してなりえないです。

一九九九年二月十一日

ブライバシー・インターナショナル

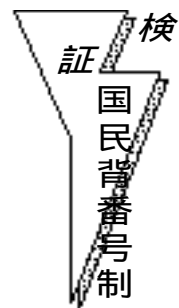
ナル・ジャパン（PIJ）

代表 石村耕治

東京都豊島区西池袋三 一五 一五

IBビル10階

〇三（三九八〇）四五九〇



[Data-0029]

ブックレビュー・BookReview

斉藤貴男著

『ブライバシー・クライシス』

（文芸新書023、文芸春秋）

【定価七〇円＋税】

ジャーナリストの斉藤貴男氏の執筆による本書は、人間を追いつめる科学技術の無秩序な発達状況を分析し、人間が人間であるための途を探ったものである。

本書で、斉藤氏は、番号制、ICカード、ナンバーディスプレイなど、個人が匿名で行動することを不可能にする仕組みに対し、鈍いメスを入れている。内容的には自治省が法案化、実現をもくろんでいる。『国民総背番号制（住民コード制）』と『国民登録証カード制（住民基本台帳カード制）』の分析が中核をなしている。

監視カメラ、盗聴の合法化などを含め、これら一連の データ監視社会化 の仕組みは、個人を選別し、規制し、排除する手段としては絶大

な効果を発揮できる。国や自治体はもちろんのこと、団体や企業などに無秩序に組織的に使われると、『人間の尊厳』は容易にじゅうりんされてしまうことは明らかだ。

履歴、病歴、資産、犯罪、思想などすべてが見透される ブライバシー・ゼロ社会 が、アメニティのある社会だとは誰も思っていない。にもかかわらず、PIJなど一部を除き、一般に危機意識がきわめて薄いのが現実である。本書は、こうした実態を浮きぼりにしてくれている。

本書を読んで感じたのは、わが国での相変わらずな 役人社会主義 の実態である。また、その役人と結託し、国民のブライバシーを食い物にしようとする企業群、さらには『人間の尊厳』などの問題に鈍感な多くの政治家の存在である。しかし、もつとどうしようもないのが、絶望的なほど役人依存体質のサイレント・マジORITYたる国民の意識である。

こうした個の確立のできない日本社会だからこそ、自治省のデータ収容所列島化構想は絶対に認めてはならない。そんな覚悟を新たにさせてくれた書物である。是非とも一読されたい。

（評者 PIJ代表 石村耕治）

韓国の市民運動

「電子住民カード」実施計画を中止へ追い込む!!

韓国で、

「電子住民カード」実施計画中止へ

韓国市民は、「統合電子住民カード」施行反対とプライバシー保護のための市民社会団体共同対策委員会（以下、「市民社会団体共同対策委員会」という。）を結成し、計画を中止に追い込む。

広範な市民運動を進めた

韓国民党派の勝利

インターネットの画面から、こんな内容のビッグニュースが飛び出してきた。

昨年（一九九八年）十二月、韓国

PIJ 常任運営委員 白石 孝

私たちの

予想を超える韓国の運動

のあるインターネット・ホームページにアクセスした人が目に留めたのは、「与党 電子住民カード制白紙に戻す」という、日刊紙『ハンギョレ』十二月六日号の記事だった。

私たちは、さっそくあらゆるつてをたどって韓国の市民グループへの接触を試みたところ、この「市民社会団体共同対策委員会」事務局に連絡することが出来た。PIJのメンバー三人は、日本に先がけて、政府・役人の電子社会構想の一端をつき崩した韓国市民の運動を探るべく、ソウルへと旅立った。

今のところ、わが国での、コードとカードで市民を監視する自治省構想に対する反対運動は、お世辞にもメジャーとは言えない。市民派の政党・議員からも、社会派の学者・文化人からも、マスコミからも重視されるような存在にはなっていない。私たちPIJのメンバーも、韓国の運動について、「すでに住民登録制度が完備し、全手指の指紋押捺をはじめ、がんじがらめの国民管理体制下にあるだけに、大した抵抗運動ではないだろう」と高を括っていた。

知り合いの在日韓国人に聞いても、「韓国での電子カードのこと、反対運動のことは聞いたことがない」との答えばかりであった。もちろん、日本のマスコミは一切報道することがなかった。

ところが、「市民社会団体共同対策委員会」の共同代表のひとりであるキム・キジュン（金基中）弁護士とホン・ソンマン（洪錫萬）事務局長と面談し、運動の経過と内容を聞くにつれて、私たちの予想が、まったく的外れであったことを実感することになった。

韓国の市民運動は、マスコミを動かし、政党を動かし、そしてついには大統領をも動かしたのだ。

一方、韓国における住民登録制度の変遷、電子住民カード計画の内容などは、日本で同様の反対運動を進めている私たちにとって、極めて示唆に富むものであった。そこで、本稿では、入手し得た情報のなかから、何点かについて紹介し、日本における今後の運動の参考としたい。

韓国の精緻な住民登録制度

—日本の役人も同じ道を?—

韓国の市民運動は今年一月、韓国国会に、電子住民カードを実施す

市民が、韓国での電子住民カード計画中止に追い込む!!

るための法律を「廃止する法案」が提出され、いよいよ計画の中止が目前に迫ったことを受けて、ひとまず運動の規模を縮小した。

ちょうどその時期に、私たちは訪問したのだが、「市民社会団体共同対策委員会」共同代表のひとりキム・キジュン弁護士は、「問題はこれで終わったわけではない。今の住民登録制度そのものが世界でも最悪の国民管理システムとなっている。この改革をめざしたい。」と強調されていた。

じつさい、同氏は一九九七年十一月八日に、日本で開催された「日韓・韓日弁護士協議会第一九回東京総会」の内容を報告した会誌に、「韓国の住民管理制度に関する批判的検討」という論文を寄せている。

また、「市民社会団体共同対策委員会」は、一九九七年四月に発行したブックレット『電子住民カードと電子監視社会の到来』で、電子住民カードの導入に反対するとともに、「共対委はこう主張している」のなかで、「現在の身分証明制度を合理的に改善せよ」と主張している。

その主張とは、「身分証明制度がその国の人権水準と民主化水準を反映している尺度というならば、私たちの住民登録制度は三流社会の身分証

市民が、韓国での電子住民カード計画中止に追い込む!!

明制度といえる」というもの。

その理由としては、住民登録をしないと法律によって処罰を受ける強制登録制となっている。

住民登録証には写真、住民登録番号、本籍地、病歴関係、居住地変更事項、指紋など基本的個人情報のみならず、

十七歳で最初の登録をするときには百四十一項目もが収録される、との点を挙げている。

では、韓国の住民登録制度はどのような経過をたどってここまで整備されてきたのか。『大韓民国の共通番号制度』（『住民行政の窓』平成八年五月号収録）によると、同国の住民登録制度は、次のような歴史を持っている。

- 一九六二年 住民登録法制定。希望者のみを登録。
- 一九六八年 住民個人に住民登録番号を付与。十八歳以上に登録証を発給。
- 一九七〇年 住民登録証がIDカード（身分証明）に。行政機関の窓口でのみ提出・提示。
- 一九七五年 番号の一斉更新。対

象を十七歳に引き下げ。発給を受ける義務を課す。

- 一九八〇年 登録証の所持義務。民間でも提示。
- 一九九一年 住民登録事務の電算化。

これは見逃すことのできない歴史である。

最初は希望者のみとしていたものが、最後は、全員への強制配布と常時携帯義務、さらには民間での番号提示というように、際限なく拡大されていった。

わが国で自治省がいくら「カードの発行は希望者のみ」、「カードの利用権者は限定」と強調したところで、韓国でのカード利用範囲拡大の歴史は、自治省の言葉の虚しさばかりが目立ってしまい、とうてい信ずることができない。

世界中どの国でも、役人が自己の権限を拡大したい、国民をもっと監視したい、という志向は同じである。韓国の役人だけが特別なわけではない。日本の役人も、自治省が提案する「住民基本台帳カード」と「住民基本台帳カード」を手にしたら、さっそく韓国と同じこ

とを始めるに違いない。

韓国政府の

電子住民カード計画とは

それでは韓国政府が提案した住民登録カード（電子住民カード）システムについて説明しよう。

一九九五年四月に、はじめて政府から電子住民カード計画が公表された。その内容は、スマートカードと呼ばれる電子プラスチックカードに、住民登録証、住民登録簿抄本、運転免許証、医療保険証、国民年金の収録情報をデジタル方式で書き込み、様々な形態の各種証明書をひとつに統合するというものであった。

指紋、印鑑、写真なども収録され、読み取り機によって可視状態となる。七分野四十二情報を一枚のカードに収録しようとした計画に対して、市民団体から強く反対されると、政府は一九九七年十二月の定例会で、当初計画を変更し、住民登録資料（住民登録証と謄抄本事項）と印鑑だけとして、当時の野党「国民会議」の反対を押し切り、「住民登録法改正法案」を成立させた。（一九九七年十二月十七日、法律第五四九号）

このカードの情報は、次のような全国オンラインネットワークのもとで収集・管理・利用される。

本部として発給センターを設置し、内務部一、市・道庁六十、市郡区一〇四八、邑面洞三九二六、無人発給機五千台など一万三十五台の端末機が連結される。さらに、中央警察庁一、地方警察庁十三、運転免許試験場三十七、医療保険管理公団、国民年金管理公団、金融機関などに一万四〇〇台、全部で二万四五一台の端末機がネットワークされるといふ。

政府が主張する導入効果

政府は導入の理由および効果を次のように説明している。

一九八三年に一斉更新した現在の登録証が劣化し、毀損、偽造、変造などの恐れが強まったので、更新する時期となっている。

情報時代にふさわしい身分証に転換する必要性が大きくなった。

情報事業を育成し、国家経済力を高めることができる。(二〇〇〇年にはICカード市場は三兆ドルとなる。)

一枚のカードとなり便利にな

る。

再発給手続きが簡便、迅速となる。謄抄本や印鑑証明書申請にかけなくてすむ。(これにより年間六千六十億ウォンの節減となる。発給事務の省力化で年間一億七千万通が不要。人員削減でき、約二千三百億ウォンが節減される。)

現在の制度より個人情報保護機能が強化され、住民カード閲覧資料内訳の追跡管理が可能なので、不法な個人情報流出が防止できる。

以上、すべての効果を経済的な価値に換算すると七兆ウォン(約七千億円)になる、という。

反対運動の広がり

この計画に市民がはじめて本格的に異議の声をあげたのは、一九九六年八月。同年十月には、「統合電子住民カード施行反対と国民のプライバシー権保護のための市民社会団体共同対策委員会」が結成された。これに参加したのは、YMCA、各分野の労働者(科学技術、情報、マスコミなど)、弁護士、教授、知識人、人権運動やキリスト教などのグループで、はじめは微々たる勢力だった。

その後、一九九七年には、韓国内

市民が、韓国での電子住民カード計画中止に追い込む!!

の主要な民主的グループが網羅されるほどになった。活動は、討論会、パンフレット発行、政府情報の公開、ワークショップなどを積み重ね、さらに韓国における個人情報流出による殺人事件なども契機となって、社会的な関心を広げることができた。

また、実験のために先行実施を予定していた済州島では、議会が実施のための予算案を否決するなど、反対運動はしつかりと根付いていった。しかし、前記のとおり一九九七年十二月に、韓国国会で住民登録法改正案が可決され、いよいよ、一九九八年十月にはカード発給、一九九九年十月の全国実施が決定されてしまった。

ところが、先の韓国大統領選挙で、キム・デジュン(金大中)氏が当選した結果、選挙公約の一項目にカード反対を盛り込ませたことをテコにして、市民側の反対運動が巻き返し、与党国民会議の議員とも連携しながら、ついに逆転させることに成功したのである。

こうして、冒頭に述べたように、一九九九年一月、「電子カードの実施を中止するための法案」が国会に提出され、成立した。そして、とりあえず、韓国での「電子住民カード」構想は葬り去られた。ただし、これ

で韓国の電子住民カード計画が未来永劫に中止されたわけではなく、政府内の推進派や企業は、復活を虎視眈眈と狙っている。

韓国における「電子住民カード計画中止」をめぐるもつと詳しい経過や反対運動の主張などについては、日を改めて紹介したい。

すぐ海の向こうの韓国の市民が、電子監視社会の実現を阻止し得たことは、私たち個人情報の保護を訴える側にとつても、国民総監視社会、役人社会主義、強化を目指す側にとつても、大きなインパクトを与えている事態である。

日本の自治省も、韓国政府との交流、情報交換を頻繁に行っているようであり、韓国での「教訓」に学び、一層巧妙に、住民基本台帳法改正案実現に向けて、動きを強めることとなる。

一方、私たちPIJも、韓国で「どうして、電子カード計画が実施できなかつたのか」を真剣に分析し、今まで以上に、各政党、市民団体、労働団体そして何よりも、自治省の「電子監視社会構想」で一番被害を受ける市民への働きかけを強めていかなければならない。

(白石)



[Data-0030]

NTT
ナンバー・ディスプレイ
サービス開始から一年:

一九九八年二月に開始されたNTTのナンバー・ディスプレイサービスが一年を経過した。

このサービスは、原則として、電話をかけてきた相手の電話番号が、電話に出る前に、電話機のディスプレイに表示される、というもの。

発信者が自分の番号を『通常通知』にしている場合。公衆電話なら『コウシユウデンワ』や『C』など。またネットワーク条件などで通知できない場合は『表示圏外』や『O』『S』などと表示。番号を通知しない『通常非通知』にしている人の電話からは、ディスプレイには『非通知』や『P』が表示される。

この制度により企業は、表示された電話番号を、コンピュータ・システムとドッキングして、電話がかかってくるのと同時に電子データとして記録できる。そして、消費者個人の買い物履歴やサービス利用履歴など総合的個人情報を収集できる。

PIJでは、かねてより電話をか

NTTのナンバー・ディスプレイ実施から一年

ける人のプライバシーへの悪影響があると懸念を表明してきた。

(詳細はCNNニュースNo.14参照)
開始から一年たつて、このシステムを利用している人は、どのくらいいるのであろうか。

NTTによると、一九九八年十月二十日現在、ナンバー・ディスプレイの契約数は、一二六万四〇〇〇件(一般加入電話、INSネットを含む)、ナンバー・リクエストは一九万九〇〇〇件、ナンバー・アナウンスは一一万件。全国の加入電話とINSネット契約数が約六一〇〇万件であり、ナンバー・ディスプレイ利用者は全体の約二パーセントとなる。

番号通知方法の選択は、『通常通知』が五五六一万六〇〇〇件、『通常非通知』が六七五万五〇〇〇件で、非通知は全体の約一割という。

昨年、NTTから全加入者に『通常通知』か、『通常非通知』か、という問い合わせがあった。これは、このサービスが番号通知を原則としているため、あえて非通知とNTTに通知しない場合は、自分がこのサービスに加入していなくても、相手が加入者なら自分の番号が出てしまうことになるからである。「このときに、『非通知(常時又は通話毎)』」を選択しなかった人で、以前と同じように自

分の電話番号を相手に知られずプライバシーを守った上で電話をしたいのであれば、急いで『通常非通知』の手続きを取る必要がある。

NTTは『電話に出る前に、誰かがかかってきたのか確認をしてから電話に出れば良くなり、迷惑電話を防止し、より便利に安心して電話を利用できる』とPRしていたが、実際には余り役に立たない。なぜなら、相手が非通知なら、相手が誰だかわからないのは、従来どおりだからだ。

この不便を解消するには、『ナンバーディスプレイ・サービス』だけではなく、『ナンバー・リクエスト・サービス』も契約しなければならぬ。後者のサービスは、相手匿名(非通知)電話の場合、『ナンバー』を通知するように」とのメッセージをながし、電話回線を接続しないから、さまざまな非通知の勧誘電話もかかってこなくなる。もっとも、恋人が「非通知」だと、困った事態になるが……。

ところで、相手の電話番号が「〇三三××××……」と表示されても、なじみのある番号でなければ、誰からの電話かわからないのは、従来と同じことだ。NTTは近い将来、電話番号だけではなく、発信者の氏名・名称もディスプレイできるよう

になる、といっているが……。つまり、『ナンバーディスプレイ・サービス』は、NTTのいうほど、『便利で安全を向上するサービス』というわけではない、これがサービス開始から一年経過しての、率直な感想である。

一方、フリーダイヤルでの通信販売など、不特定多数の消費者を相手にした企業が、どのように、『ナンバーディスプレイ・サービス』を利用しているかの実態は発表されていない。消費者の個人情報や買い物情報、どの企業にどれだけ蓄積されているかの実態はわからない。

たしか、このサービス開始前に、郵政省が、企業向けの「ガイドライン」をつくったはずだが、そのなかにある、「あなたの電話番号情報は当社のコンピュータに登録されます云々」のメッセージ発信は、実行されているのであろうか。

いずれにせよ、法規制がない現在、個人個人が、電話プライバシーについて真剣に考え自己防衛しなければならぬ。

ここでも、実効性のある『個人情報保護法』の制定が急務といえるゆえんである。

(PIJ運営委員 勝又和彦)

自治省は本当に

地方自治体の声を

聞いたの?? (2)

PIJ常任運営委員 白石孝

自治体からの疑問・不安の声

東京二十三区の場合

自治省は「住民基本台帳番号ネットワークシステム」の構想から丸六年もかけて、先の臨時国会に「住民基本台帳法の一部を改正する法律案」を提出した。しかし、各自治体へのこのネットワークシステムと改正法案の浸透度は極めて低いという実状を、CNNニューズ一六号で報告した。今回は、日本の中心である東京都(二十三区)の実態などを報告したい。

「住民基本台帳法改正に

関する要望」(東京都二十三区)

昨年(一九九八年)十一月十六日、東京二十三区の区長で構成する特別区長会(会長は大場啓一、世田谷区長)が、標記の要望書を決定した。全文を以下に紹介する。

国におかれましては、住民基本台帳法の一部改正案が国会に上程され、

現在、継続審議となっております。

この法案では、区市町村の区域を超えた住民基本台帳に関する事務の処理及び国の行政機関等に対する本人確認情報の提供を行うための「住民基本台帳ネットワークシステム」の導入が予定されております。

特別区長会といたしまして、これからの高度情報化に対応して行政手続きにおける国民負担の軽減や区市町村における住民基本台帳事務の簡素、効率化を図ることは、重要な課題であると認識しております。

しかしながら、本法案については、これまで公表されている情報からは、本制度の導入と運用に関し、検討すべき事項が残されているうえ、財政措置が明確化されていないなど実施主体である区市町村にとって影響が大きいことが予想されます。

特別区長会では、本法案については、実際に住民情報を管理し、事務を担当する各自治体の意見を十分に尊重されて、慎重に検討していただくことを強く要望いたします。

一方、各地の自治体議会からも、疑問・反論が続出していることは、CNN十六号で報告しているが、東京都の多摩地区(二十七市三町)でも、議会での意見書採択をはじめ、

議員による一般質問や市民、労働団体からの陳情、請願などが次々と出された。

ちなみに意見書が採択されているのは、三鷹市、小金井市、調布市、保谷市、東久留米市、立川市、国分寺市、多摩市、青梅市と、九市(全体の三分の一)を数える。一般質問や陳情、請願を加えれば、全体の半分を超える自治体議会で、この問題が取り上げられたことになる。

意見書は採択された後、関係機関(この場合には自治省)などに送付されるわけだが、質問については自治体が責任をもって答えなければならぬ。ところが、市長や担当者には、答えるべき材料がほとんどないため、何も回答できない。つまり、自治省からの情報提供がされていないわけだ。

自治省は自治体の意見を聞いたり、協議を重ねたりすることなく、情報も提供していないのだから、自治体から不満、不安の声が多数あがるのは当然である。地方分権の推進と云いながら、中央集権システムを昔のままの「上意下達」で進めようという自治省の動きは、やはり「総務省」という名の旧「内務省」復活を狙っているのであろうか。

自治省は本当に地方自治体の声を聞いたの?? (2)

入会のご案内

入会いただいた方には、季刊CNNニュースをお送りします(年4回刊)
年会費 正会員10,000円、賛助3,000円
(ともに年間購読料 3,000円含む)

NetWorkのつぶやき

- ・みなさんは確定申告を済ませましたか?
- ・今年から無料相談会場では、申告書は役人が書いてくれないそうです。
- ・役人は都合が悪くなると朝令暮改、そのくせ自分の非は認めない。嗚呼...

(T)

プライバシー・インターナショナル・ジャパン (PIJ)

東京都豊島区西池袋3-25-15 IBビル10F 〒171-0021

Tel/Fax 03-3985-4590 編集・発行人 橋正美

Published by

Privacy International Japan (PIJ)

IB Bldg. 10F, 3-25-15 Nishi-ikebukuro

Toshima-ku, Tokyo, 171-0021, Japan

President Koji ISHIMURA

Tel/Fax +81-3-3985-4590

1999.2 発行 CNNニュース No.17

編集及び発行人